

川崎市交通局規程第24号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。